



ビューローベリタス名古屋 2 事務所（名古屋、名古屋駅前）をいつもご利用いただきありがとうございます。最新情報をお知らせいたします。

—INDEX—

【トピックス】

- ◆ [建築基準法施行規則の改正について](#)
- ◆ 年度末の建築確認検査および省エネ適合性判定について
- ◆ [省エネ適合性判定員を募集します（業務委託）](#)
- ◆ [建築知識のポン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.50 | 病院・診療所 | 病院・診療所の非常用照明を理解するポン！](#)

【最新情報（法令・地域条例）】

＜地域条例等＞

- ◆ 中部以外の地域について

▼名古屋 2 事務所からヒトコト

- ◆ 営業 吉田

【インフォメーション】

- ◆ [建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介](#)
- ◆ [建築設計事務所様からの「12 条点検（建築基準法第 12 条定期報告）」業務委託が可能です](#)
- ◆ [技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介](#)

トピックス

建築基準法施行規則の改正について

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の公布、施行等に伴い、建築基準法施行規則について所要の改正が行われました。令和 5 年 12 月に公布された「建築基準法施行規則等の一部を改正する省令」の施行日は、改正法（2 年以内施行）の施行期日と同じ令和 6 年 4 月 1 日です。

→詳しくはこちら https://www.bvjc.com/news/news_detail/240125.html

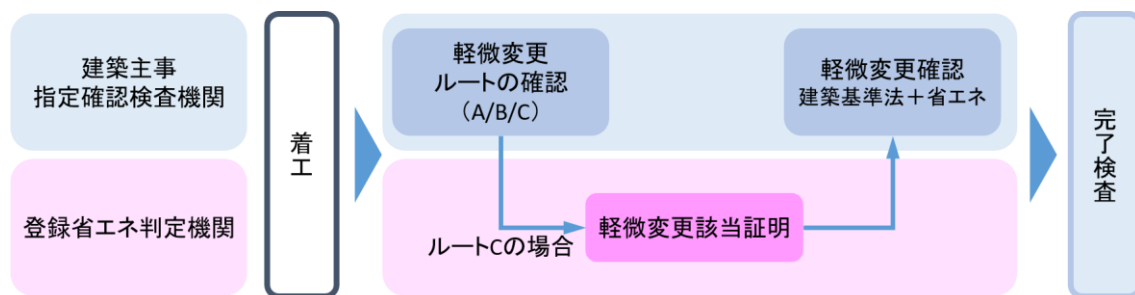
年度末の建築確認検査および省エネ適合性判定について

2 月から 3 月末にかけて年度末に差し掛かり、確認審査・各種検査の込み合いが予想されております。

各種申請の際は是非お早めにご申請・ご相談ください。

また、合わせて省エネ適合性判定に係る軽微な変更についても、例年大変込み合う時期となります。省エネ計画書の内容に変更が生じた場合は、変更計画書または軽微な変更説明書（建築物省エネ法）の提出が必要となります。

■省エネ計画書の変更が軽微な変更該当する場合のフロー（基本）



→詳しくはこちら https://www.bvjc.com/ctc-business/hantei/notice_schedule.html

お願いばかりで申し訳ないところですが、頂きましたご相談には誠意をもって対応させていただきます。
ご申請、ご相談をお待ちしております。

省エネ適合性判定員を募集します（業務委託）

省エネ適合性判定業務の体制強化を図るため、業務受託者を募集します。2025 年の大規模な建築物省エネ法改正および 2030 年にかけて省エネ基準の段階的な厳格化が予定されており、今後は省エネ適合性判定対象の用途・規模が拡大し、判定対象物件数の急増が見込まれます。

資格を活かして働きたい審査未経験者も歓迎です。この機会に業務委託で活躍しませんか？

■業務内容

省エネ適合性判定業務の全部または一部を委託。

（建築・設備図等を元に作成された省エネ計画の中身を確認し、計算結果を判定）

■勤務地

リモートワーク（在宅やご自身のオフィスで審査）

■応募方法 下記ウェブサイトより応募ください。

URL:<https://www.bvjc.com/careers/jobs.html#job05>

■お問合せ先

電話：[03-5577-8382](tel:03-5577-8382) メール：bec.jp@bureauveritas.com

建築知識のポン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.50 | 病院・診療所 | 病院・診療所の非常用照明を理解するポン！

建築のプロに必要な不可欠な情報をタイムリーに提供する専門誌「建築知識」2024 年 2 月号（2024 年 1 月 20 日発行/株式会社エクスナレッジ）に、弊社社員が記事を執筆しました。

→詳しくはこちら <https://www.bvjc.com/news/240122.html>

最新情報（法令・地域条例）

中部以外の地域について

●茨城県常陸太田市／日立都市計画用途地域の変更外 1 件について

常陸太田市における都市計画決定が以下の通り予定されております。

【市町村名】常陸太田市

【案 件】

- ①日立都市計画 用途地域の変更
- ②日立都市計画 山吹運動公園周辺地区地区計画の決定

1.告示

令和 6 年 1 月 15 日を予定しています。

※地区計画は条例化も予定されています。
詳細については、茨城県建築指導課へお問い合わせください。

●茨城県牛久市／竜ヶ崎・牛久都市計画用途地域の変更他 3 件について

牛久市における都市計画決定が以下の通り予定されております。

【市町村名】牛久市

【案 件】

- ①竜ヶ崎・牛久都市計画 用途地域の変更
- ②竜ヶ崎・牛久都市計画 下水道の変更
- ③竜ヶ崎・牛久都市計画 土地区画整理事業の決定
- ④竜ヶ崎・牛久都市計画 東端穴地区地区計画の決定

【告示】令和 6 年 2 月 22 日 予定

※東端穴地区地区計画の条例化については現在市内部で協議中とのこと。

・お問い合わせ先

茨城県土木部都市局建築指導課 企画グループ

TEL:029-301-4716

●東京都建築基準法施行細則第 35 条第 2 号により知事が別に定める有効空地率の最低限度についての通知

東京都建築基準法施行細則第 35 条第 2 号により知事が別に定める有効空地率の最低限度についての通知が出されました。

東京都建築基準法施行細則（昭和二十五年東京都規則第百九十四号）第三十五条第二号の規定により、知事が別に定める有効空地率の最低限度は、東京都特定街区運用基準 第 2 指定基準 1 街区指定の基準（6）有効空地 による。

・お問い合わせ先

東京都都市整備局市街地建築部 建築企画課 市街地担当

TEL 03-5388-3342

●神奈川県伊勢原市／伊勢原大山インターチェンジ周辺地区の地区計画書等について

伊勢原大山インターチェンジ周辺地区地区計画において、建築基準法第 68 条の 2 の規定に基づく伊勢原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例が交付されました。

【告示】 令和 5 年 11 月 8 日

【施工予定日】令和 6 年 1 月 1 日

・お問い合わせ先

伊勢原市 都市部建築住宅課

TEL:0463-94-4783

●富士山静岡空港株式会社／静岡空港における制限表面の管理について

静岡空港の周辺には、航空機の飛行の安全を確保するため、国の法律により建造物等の物件の高さが制限される「制限表面」が設定されています。

物件の高さ制限は、物件の設置場所や地表からの高さにより異なります。

詳細については下記にてご確認ください。

URL: <https://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/about-airport/outline/>

・お問い合わせ先
富士山静岡空港株式会社 運用部
TEL: 0548-29-2212

●京都市／京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例等の一部改正について

京都市ではこの度、下記のとおり、京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例等の一部を改正しましたので、改正内容を御確認いただきますようお願い申し上げます。

1 条例等の名称

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（以下「条例」という。）
（令和 5 年 12 月 25 日京都市条例第 36 号）

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則
（令和 5 年 12 月 25 日京都市規則第 68 号）

京都市建築基準法施行細則
（令和 5 年 12 月 25 日京都市規則第 68 号）

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全および形成に関する条例施行規則
（令和 5 年 12 月 25 日京都市規則第 68 号）

2 改正の趣旨（改正内容は新旧対照表のとおり）

京都市都市計画審議会の議を経て変更した 4 件の地区計画のうち、
建築基準法に基づく建築確認および検査等の対象とするものを条例に規定することで、
地区計画をより実効性のあるものとするため、条例の一部を改正した。
また、条例の一部改正に伴い、次の措置を講じる必要があるため、関係規則等の一部を改正した。

- ・ 祇園四条地区内におけるホテルまたは旅館の建築に際し、市長の認定を受けようとするときに
建築主が提出しなければならない図書を定める。（地区計画条例施行規則）
- ・ 姉小路界隈地区における日用品の販売を主たる目的とする店舗を建築する際の
確認申請の添付図書を定める。（建築基準法施行細則）
- ・ 祇園四条地区内におけるホテルまたは旅館の建築計画の概要を記載した標識を
設置しなければならない日の算出の方法を定める。（中高層条例施行規則）

3 施行期日

公布の日（令和 5 年 12 月 25 日）

詳細については下記にてご確認ください。

URL: <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000200524.html>

・お問い合わせ先
京都市都市計画局建築指導部建築指導課
TEL: 075-222-3620

●大阪市／建築計画概要書の様式改訂について

大阪市ではこの度、大阪市の建築計画概要書の様式を改訂されましたので、以下のご確認ください。

詳細については下記にてご確認ください（下記にてダウンロードすることも可能です）

URL: <https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000012123.html>

主な改訂箇所：

- ①面積や高さ記入欄にある縦線の削除。
- ②面積や高さ、主要用途の区分番号等のセルの様式を文字列に変更。
- ③耐火区分の内容の修正。

※これまでは、確認申請書(第四面)の【5.主要構造部】に基づく内容でしたが、
【7.建築基準法第 61 条の規定の適用】に基づく内容に変更されました。

運用開始日：令和 5 年 12 月 5 日（火）9:00

なお、大阪市では調査報告書を受付する際に、申請者様（代理者様）から、
旧様式の建築計画概要書をご提出いただいた場合は、耐火区分のみ、新様式の判子を押しての対応となります。

・お問い合わせ先
大阪市計画調整局 建築指導部 建築確認課
TEL: 06-6208-9281

●奈良県／土地に自立して設置する太陽光発電設備の取扱いについて

奈良県特定行政庁連絡協議会にて発行している「奈良県建築基準法の手引き（平成 27 年度版 P.1 に
記載されている標題の件について、取扱いが改正されました。

以下箇所抜粋

土地に自立して設置する太陽光発電設備のうち、建築基準法第 2 条第 1 号に規定する「建築物」に該当しない「太陽
光発電設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を居住、執
務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないもの」とは当該屋内的用途に供しないもの
であるとともに、次の(1)又は(2)に該当するものとする。

- (1) 太陽光発電設備架台下空間の最高の内法高さが 1.4 メートル以下である場合
- (2) 太陽光発電設備の周囲にフェンス等の囲いが設置される等、容易に立ち入りができない状況である場合

＜注意事項＞

- ※1 太陽光発電設備のパネル以外の附属施設が「建築物」に該当する場合があります。
- ※2 太陽光発電設備が「建築物」に該当しない場合でも、奈良県太陽光発電施設の設置および維持管理等
に関する条例の許可が必要な場合があります。
- ※3 太陽光発電設備が「建築物」に該当しない場合でも、宅地造成および特定盛土等規制法等他法令の許
可が必要な場合があります。

＜制定年月日＞平成 26 年 12 月 26 日

＜改定年月日＞令和 5 年 12 月 14 日

・お問い合わせ先
建築安全推進課 建築指導係
TEL: 0742-27-7574

●鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正について（通知）

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可
等の基準に関する条例を下記のとおり一部改正されました。

1.改正概要

市街化を促進しない開発行為として、次の目的で行う開発行為を加える。

- (1)放置することにより特定空家(周囲に著しい悪影響を及ぼす空家)になるおそれのある空家(管理不全空家)として、法
に基づき市町村長から指導を受けて除去された空家の敷地に新設する自己用住宅に居住する目的。

(2)災害その他非常の場合で、緊急に除去等する必要がある特定空家として、法に基づき市区町村長が除去を行った空家の敷地に新設する自己用住宅に居住する目的。

2.施行期日

令和 5 年 12 月 13 日

・お問い合わせ先
開発規制担当
TEL : 0857-26-7363

●広島県／土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の解除および指定について

広島県のホームページ（下記リンク）で指内容が公開されています。

URL: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/100/keikaikuiki20231124.html>

・お問い合わせ先
広島県 建築課 構造審査グループ
TEL : 082-513-4159

●広島県／土砂災害防止法に関する基礎調査結果の公表について

広島県では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域などの指定に先立って、基礎調査結果を公表しています。

広島県のホームページ（下記リンク）で基礎調査結果が公表されています。

URL: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/100/kisotyousa-kouhyou.html>

・お問い合わせ先
広島県 建築課 構造審査グループ
TEL : 082-513-4159

●広島県・廿日市市／建築基準法の規定による特定工程および特定工程後の工程の指定について

現行 令和 3 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日

変更 令和 3 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日

指定内容に変更なし。

・お問い合わせ先
廿日市市 建設部 建築指導課 建築審査係
TEL : 0829-30-9191

名古屋 2 事務所からヒトコト

大寒の候、皆さまにおかれましてはご健勝のことと存じ上げます。

ビューローベリタスも本年新たなスタートを切り、より一層皆さまに寄り添ったサービスの提供に努めて参る所存です。

ぜひとも引き続きのご愛顧をいただけますようお願い申し上げます。

営業 吉田

インフォメーション

建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介

ビューローベリタスでは 2011 年に建物の定期検査サービスをスタートし、

現在は年間 **12,000 件***の検査を実施しております。* 2022 年 1 月～12 月の検査実績

特定建築物定期調査のほか、建築設備定期検査、学校施設の非構造部材耐震点検、防火設備定期検査、防災・

→建物・設備の定期検査についての詳細はこちら <https://www.buil-repo.com/>

- ・第 12 条定期報告関連の入札を検討しているが対応できないため断念している
- ・手に負えない規模や、遠方エリア案件があるためお断りしている
- ・外壁打診調査など自社で実施ができない物件がある

→お問い合わせはこちら

お問い合わせ

ビューローベリタスジャパン株式会社建築認証事業本部

名古屋事務所

電話:[052-238-6363](tel:052-238-6363)

FAX:052-238-6234

名古屋駅前事務所

電話:[052-589-8977](tel:052-589-8977)

FAX:052-583-8975

ウェブサイト:[Bureau Veritas Japan](#)|[建築確認](#)

(C)2024 Bureau Veritas Japan